

令和7年度

造血細胞移植等後の任意予防接種費用助成のお知らせ

造血細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植又は臍帯血移植）や化学療法の医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方に対して、経済的な負担の軽減および感染症予防のため、再接種費用を助成します。申請手続き等が必要ですので、大阪市保健所感染症対策課までお問い合わせください。

【対象者】

予防接種日において、大阪市に住所を有する**20歳未満の方**で、次の①～②のいずれかによって過去に接種した定期接種の免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める方

- ① 造血細胞移植（骨髄移植・末梢血管細胞移植・臍帯血移植）
※ただし、平成30年4月1日以降の再接種であること
- ② 化学療法
※ただし、令和6年4月1日以降の再接種であること



【助成の対象となるワクチン】

次の①～②のいずれにも該当するもの

- ① 定期の予防接種A類のワクチンであること
- ② 過去に接種した定期の予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める予防接種であること

【助成方法】

償還払い（医療機関にて一旦お支払いいただいた後、本市より返還）

ただし、助成金額には上限があります。

※上限金額については大阪市ホームページ「造血細胞移植等により接種済みの定期予防接種の免疫が失われた方へ」をご覧ください。

【申請期限】

認定ワクチンを再接種した日が属する年度の末日

例：2025（令和7）年4月1日から2026（令和8）年3月31日まで
に再接種した場合、申請期限は**2026（令和8）年3月31日まで**

【お問い合わせ・申請書提出先】

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）

〒545-0051大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000

TEL 06-6647-0813 FAX 06-6647-0803

ホームページはこちら



※参考【予防接種による健康被害救済制度】

ワクチン接種によって入院治療が必要な程度の重篤な副反応が発生した場合は、医薬品の副作用による健康被害として独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度の対象となります。

（救済制度連絡先・相談窓口）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構健康被害救済部

〒100-0013 東京都千代田区霧が関3-3-2 新霧が関ビル TEL 0120-149-931（フリーダイヤル）

受付日・時間：月～金曜日（（祝日・年末年始除く））平日9時から17時）

ホームページ：https://www.pmda.go.jp E-mail：kyufu@pmda.go.jp

助成対象認定申請

申請者

大阪市保健所

①お問い合わせ

申請をご希望される場合は、大阪市保健所感染症対策課（06-6647-0813）へお電話ください。

※接種歴を確認させていただきま
すので、母子健康手帳等、過去の
定期予防接種ワクチンの接種歴が
確認できるものをご用意の上、ご
連絡ください。

事前相談

②申請様式の送付

接種歴を確認後、申請に必要な書
類を送付いたします。

送付書類

1. 大阪市造血細胞移植等後の任意予防接
種費用助成認定申請書（第1号様式）
2. 大阪市造血細胞移植等後の任意予防接
種費用助成対象者認定に係る意見書
（第2号様式）
3. 大阪市造血細胞移植等後の任意予防接
種費用助成事業実施要綱

送付

③認定申請書の送付

認定申請に必要な書類が用意でき
ましたら、大阪市保健所へ提出し
てください。

送付書類

1. 大阪市造血細胞移植等後の任意予防接
種費用助成認定申請書（第1号様式）
2. 被接種者本人が確認できる公的書類
3. 定期予防接種の履歴が確認できるもの
（母子健康手帳、予防接種手帳など）
4. 医師の意見書（第2号様式）

申請

認定通知

④申請受付・助成対象者認定

申請を受付後、審査を行い「大阪
市造血細胞移植等後の任意予防接
種対象認定通知書（第3-1号様
式）」を交付し、助成金申請の際
に使用する「大阪市造血細胞移植
等後の任意予防接種費用助成申請
書・口座振替申出書（第4号様
式）」をあわせてお送りします。
※不認定とした場合は不認定通知書
を交付します。

助成金申請（償還払い）



①助成申請書の送付

認定ワクチンの再接種後、助成金
申請に必要な書類が用意できまし
たら、大阪市保健所へ提出してく
ださい。

送付書類

1. 大阪市造血細胞移植等後の任意予防接
種費用助成申請書・口座振替申出書
（第4号様式）
2. 被接種者本人が確認できる公的書類
3. 領収書など医療機関での支払金額、接
種日、接種ワクチン、接種医療機関が
確認できる書類【原本】
4. 振込先金融機関口座が確認できる書類

申請

振込

②申請受付・助成金支給

申請受付後、審査を行い、ワクチ
ンの種類ごとに定める助成限度額
と予防接種の費用として申請者が
医療機関で支払った額とを比較し
て低い方の額を助成します。